# 文教警察企業常任委員会会議録

平成22年 1 月27日

場 所 第3委員会室

### 午前9時59分開会

### 会議に付託された議案等

- ○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経 営に関する調査
- ○その他報告事項
- ・平成22年宮崎県警察運営方針及び運営重点 について
- ・教育事務所の再編について
- ・平成22年度文部科学省予算(案)の概要(国 の事業仕分けの対象となった事業)について
- ・公立高校の授業料無償化について

出席委員(8人)

委 長 横 夫 員  $\blacksquare$ 照 副 委 員 長 松 田 勝 則 委 員 中 村 幸 委 員 丸 Щ 裕次郎 野 委 員 中 則 委 中 野 明 員 廣 委 員 満 潤 行 委 員 新 見 昌 安

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

#### 警察本部

警察本部長 鶴 見 雅 男 警 史 務 部 長 根 本 純 警務部参事官兼 葉 今朝邦 椎 首席 監察 生活安全部長 横 山 登 刑 事 部 長 松 尾 清 治 交 長 原 雅 男 诵 部 中 警 備 部 툰 柄 本 重 敏 警務部参事官 髙 昭 日 計 課 警務部参事官兼警務 課長 男 上久保 岩 生活安全部参事官兼 JII 義 英 石 生活安全企画課長 刑事部参事官兼生活安全部参事官 原 則 人 務 課 長 湯 地 幸 交通規制課長 桑 畑 孝 德 運転免許課長 峰 俊 大 和

## 教育委員会

教 育 長 辺 義 渡 人 米 原 隆 夫 教 育 次 長 (教育政策担当) 黒 木 正 彦 数 育 次 長 (教育振興担当) 見 俊 総 務 課 長 金 丸 政 保 政策企画監 吉 村 久美子 財務福利課長 井 上 貴 学校政策課長 児 玉 淳 郎 学校支援監 本 真 司 Ш 全国高等学校総合文化祭推進室長 雅 彦 稲 元 特別支援教育室長 JII 瀬 健 治 教職員課長 夫 冏 南 信 生涯学習課長 興 梠 明 正 スポーツ振興課長 Ш 崎 雄 重 全国スポーツ・レクリ 川井田 和 人 エーション祭推進室長 文 化 財 課 長 清 野 勉 子 透 人権同和教育室長 厨

事務局職員出席者

 政策調査課主幹
 坂 元 修 一

 議事課主査
 花 畑 修 一

○横田委員長 それでは、ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。 お手元に配付いたしました日程案のとおりで

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇横田委員長** それでは、そのように決定いた します。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。 午前9時59分休憩

午前10時1分再開

よろしいでしょうか。

○横田委員長 委員会を再開いたします。

警察本部においでいただきました。それでは、 早速本委員会への報告事項についての説明をお 願いいたします。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて 終了した後にお願いいたします。

○鶴見警察本部長 本年最初の常任委員会に当 たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員長を初め委員の皆様方には、昨年1年間、 警察業務各般にわたりまして、格別の御理解、 御支援を賜りましたこと、厚くお礼を申し上げ ます。

本年も宮崎県警察といたしましては、組織の総力を結集し、県民の期待と信頼にこたえる力強い警察活動を推進し、安全で安心して暮らせる宮崎県の実現に向けて努力をしてまいる所存でございます。引き続き、御指導、御支援をよろしくお願い申し上げます。

本日は、お手元に資料を用意しておりますと おり、平成22年宮崎県警察運営方針及び運営重 点につきまして、警務部長に説明をさせますの で、よろしくお願い申し上げます。

**○根本警務部長** それでは、「平成22年宮崎県警察運営方針及び運営重点」について御説明をさせていただきます。

お配りいたしております資料のとおり、本年 の運営方針としましては、昨年に引き続きまし て、「県民の期待と信頼にこたえる力強い警察」 とするとともに、サブタイトルとしまして「安 全で安心な宮崎をめざして」としております。

この趣旨としましては、事件・事故等がますます複雑・多様化する昨今の治安情勢を踏まえまして、郷土「宮崎」が安全で安心して暮らせることを願う県民の期待と信頼にこたえるために、宮崎県警察の総合力を結集した力強い警察活動を本年も引き続き展開していこうというものでございます。

この方針のもとで具体的な取り組みとしまして6点、1つは街頭犯罪等の抑止・検挙と地域安全活動の推進、2つ目に交通事故の抑止と交通秩序の確立、重要犯罪の徹底検挙と組織犯罪の封圧、少年の非行防止と保護総合対策の推進、テロの未然防止と災害等重大事案対策の推進、被害者支援の推進、この6項目を運営重点に掲げているところでございます。

それでは、それぞれの運営重点について御説 明をいたします。

まず、その1つは、街頭犯罪等の抑止・検挙と地域安全活動の推進についてでございます。

街頭犯罪等の抑止対策につきましては、県民が身近に不安を感じる車上ねらいやひったくり等の街頭犯罪を初め、空き巣等の侵入犯罪あるいは子供や女性が被害となる性犯罪の前兆と見られる声かけ事案等の対策を強化しまして、また、依然として後を絶たない振り込め詐欺につ

きましても、その撲滅に向けて、しっかりとした対策を確実に推進して、県民の体感治安の向上を図ることが重要であると考えているところでございます。

そこで、本年におきましては、街頭犯罪等の 抑止対策としまして、犯罪の多発する時間帯・ 場所におきまして、制服警察官による警戒活動 の強化と、また発生した際には迅速な初動捜査 による徹底検挙と、抑止と検挙の両面の諸対策 を強力に推進するとともに、振り込め詐欺対策 につきましても、金融機関や各種関係機関・団 体と連携強化を図りながら、その撲滅に向けた 諸対策を推進していくこととしております。

また、地域安全活動の推進でございますけれども、地域住民による安全で安心な地域づくりに向けた防犯ボランティア活動への支援を強化していくほか、身近な犯罪や地域安全に関する情報をタイムリーに県民に提供するなどしまして、積極的な広報啓発活動を推進していくこととしております。

続きまして、2つ目の交通事故の抑止と交通 秩序の確立でございます。

昨年の交通事故でございます。交通死者数73 人でございまして、前年比プラス25人、交通事故の発生件数は1万1,000件で、前年比プラス1,616件となるなど、昨年に比較して増加したところでございます。

交通死亡事故の発生原因を見ますと、わき見 運転やハンドル操作の誤りに起因する事故が多 くなっているほか、全交通死者数に占める高齢 死者の割合が依然として高い水準で推移してお ります。したがいまして、運転時の注意喚起や 高齢者の交通死者を減少させるなどの交通事故 防止対策を強力に推進していくことが重要であ ると考えております。 また、飲酒運転につきましても、この罰則が 強化された以降におきましても、全国的に悲惨 な飲酒運転による事故が後を絶たない現状にあ ります。飲酒運転根絶に向けた取り締まりを強 化するとともに、交通事故に直結する悪質かつ 危険・迷惑性の高い違反の取り締まりによって、 交通秩序を確立する必要がございます。

こうした厳しい交通情勢を受けまして、一昨年から実施している高齢者の交通事故防止対策を最重点としまして、一般運転者の交通事故防止や交通事故発生時の被害軽減対策を内容とする「交通事故抑止"5S"(ゴーエス)プラン」に「てげてげ運転追放運動」の積極的推進を加えまして、より充実した交通安全教育と指導取り締まり、また交通環境の整備等によって、交通事故の抑止を図っていくこととしております。

続きまして、3つ目の重要犯罪の徹底検挙と 組織犯罪の封圧についてでございます。

重要犯罪でございますけれども、昨年は、殺人事件を初めとしまして、深夜のコンビニエンスストア等を対象とした持凶器強盗事件など、各種の凶悪事件が発生したところでございます。迅速かつ徹底した捜査活動によりまして、そのほとんどを早期に検挙したところであります。本年も引き続き、県民に不安を与え、その安全を脅かす殺人や強盗などの重要犯罪の徹底検挙を図っていくこととしております。

また、組織犯罪対策につきましても、暴力団の中枢幹部を反復して検挙するなど、暴力団組織の壊滅に向けた取り締まりを初めとしまして、大規模な大麻栽培工場の摘発、覚せい剤事件の検挙など、薬物事犯に対して取り締まりを強力に推進したところでございます。

本年も引き続き、暴力団などの犯罪組織に対する取り締まりとしまして、資金源の封圧のた

めの諸対策の推進や県民生活を脅かす銃器・薬物事犯の徹底検挙を図るとともに、宮崎県暴力追放センターなど関係機関・団体と連携した広報啓発活動等によりまして、県民の意識高揚を図り、暴力団排除と薬物・銃器の根絶に向けた安全な社会づくりを推進していくこととしております。

続きまして、4つ目の少年の非行防止と保護 総合対策の推進でございます。

新みやざき創造計画の戦略にもありますとおり、少年の非行を防止し、その健全育成を図ることは、安全で安心な暮らしを確保する上でも極めて重要な課題でありまして、昨年は、非行防止教室の開催、関係機関や団体との連携による街頭補導活動などに取り組んできたところでございます。

本県におきまして非行少年の検挙人員は、平成18年から4年連続して減少しておりますけれども、昨年は高校生による放火事件や非行グループによる連続建造物損壊、自動車窃盗事件なども発生しておりまして、引き続き対策を強化する必要があると認識しております。

こうした情勢を受けまして、本年もスクール サポーターの活用や少年サポートセンターの効 果的な運用を初めとしまして、学校や少年警察 ボランティア等の関係機関・団体と連携を密に した総合的な非行防止対策を推進することにし ております。

また、インターネット上の違法かつ有害情報 等少年に悪影響を与える環境の浄化などの諸対 策を強力に推進するほか、特に全国的に増加し ております児童ポルノ事案の積極的な検挙に努 めるとともに、被害少年に対する保護・支援等 を的確に実施していきたいと考えているところ でございます。 続きまして、5つ目のテロの未然防止と災害 等重大事案対策の推進でございます。

依然としまして厳しい国際テロ情勢のもと、本年は、6月から全国各地におきましてアジア太平洋経済協力、いわゆるAPEC関連閣僚会合、並びに11月には横浜市で開催される首脳会議及び閣僚会議が予定されております。こうした各種会議、テロリストにとって格好の攻撃対象でございます。

APEC警備は、現在、全国警察が総力を挙げて取り組むべき当面の最重要課題でございます。本県警察としましても、テロの関連情報の収集、公共交通機関等に対する警戒警備を強化するとともに、関係機関・団体と緊密な連携を図って、テロの未然防止を図ることとしております。

また、本県の特徴としまして、台風、竜巻、また地震などの自然災害の発生が危惧されますことから、こうした災害等の重大事案の発生時において、迅速かつ的確に対処できるように、平素から各種事案発生を想定した実践的な訓練を行うなど、有事即応態勢の確立に向けた諸対策を推進することとしております。

最後は、被害者支援の推進でございます。

警察は、被害者にとって最も身近な機関でありまして、被害の回復や軽減について県民から大きな期待を寄せられる立場でありますことから、被害者等の視点に立ったきめ細かな被害者支援を確実に行っていくことが、警察活動の重要な基本事項の一つであると考えております。

本年も、知事部局、市町村、宮崎犯罪被害者 支援センターなど関係機関・団体と緊密な連携 を図りまして、総合的な被害者支援活動や社会 全体で被害者を支援していくという機運の醸成 を図るための積極的な広報啓発活動を推進する こととしております。

以上が、平成22年、本年の運営方針及び運営 重点についての御説明でございます。本年も県 民の負託にこたえるべく、大量退職期を迎えま して警察官の世代交代が進む中で、適切な技能 伝承などによりまして精強な第一線警察の構築 を図って、各種の警察活動を積極的に展開する ことといたしておりますので、今後とも、何と ぞ御理解、御支援をよろしくお願い申し上げま す。以上でございます。

○横田委員長 執行部の説明が終わりましたけ ど、報告事項につきましての質疑がありました らどうぞ。

○丸山委員 大変申しわけないんですけれども、 昨年と本年の大きな違いというのが、まだこの ペーパーだけもらったときにはあんまり具体的 にわからなかったものですから、これは重点事 項ですよと、6項目ということなんですが、昨 年と違うのか。多分あんまりそういう大きな違 いはないと思っているんですが、そういうこと で考えていいのか。引き続き昨年のことを踏襲 しながら、宮崎県はことしはこういう事案が多 かったと、例えば交通事故がふえたから、この 辺を重点的にやっていきますよとか、そういう ことで考えていいのか。もう少しわかりやすく 説明をしていただければ大変ありがたいと思っ ているんですが。

○根本警務部長 昨年の運営重点と本年の運営 重点で変わったところの御説明を補足させてい ただきます。今の委員からの御指摘のとおり、 昨年のこの1年間でございますけれども、警察 の運営重点を大きく変更するような社会情勢、 治安情勢、大きな情勢の変化はないという認識 でございまして、この6つの項目自体に大きな 変更点は特にございません。ただし、項目の6 番目の被害者支援の推進について、一部若干の変更はございます。これは、昨年は犯罪被害者支援の推進と、頭に「犯罪」という言葉がついておりました。しかしながら、この被害者支援の対象でございますけれども、例えば昨年10月に発生した韓国岳での遭難事故なんかありましたけれども、ああいった場においては、被害者だけでなくて遺族等に対しても被害者支援を実施しておりますので、そういった趣旨を明確にするために、犯罪という言葉は取って被害者支援の推進という運営重点にしております。昨年との違いはその1点のみでございます。そういった意味で、運営重点の基本的な方向性、精神というものは変わっておりません。

**〇丸山委員** ちょっと今えびのの事案が出たも のですから、あのときに聞いた話の中で、消防 関係と市町村と警察、そしてまた現場が鹿児島 県だったということで、それぞれ今その反省点 を、いろいろあったということを踏まえて協議 会を立ち上げて、特に県境との連携とかいうの があって、鹿児島県警との連携とか、例えば今 度は延岡とか五ヶ瀬のほうに行くと、熊本、大 分との連携というのも多分今後出てくるんじゃ ないかなと思っているんですが、その辺のこと も、被害者という大きな範囲でいくと、どうい う事案が起きるかもわからない。今回の場合に は、宮崎市の方が残念ながら亡くなられたんで すけれども、ひょっとしたら、あそこの場に鹿 児島ではなくて福岡の方が来られて、そういう 事案だったかもしれんというのが、いろいろあ ると思っているんですが、そのことを含めて広 くやっていくということでよろしいでしょうか。 ○根本警務部長 御指摘のとおり、各県の関係 者が入ってくる可能性は十分ありますので、そ

ういったところでは、各県において犯罪被害者

のポジション、部署がございますので、そういった各県と連携を図りながら、必要な措置をとっていくことになると考えております。

○丸山委員 あと最後のほうで、世代交代― 非常に退職者が多くなっている時期に入ってく るから、技術の伝承とかしっかりやっていきた いというような言葉があったんですが、具体的 にはどれぐらい退職する予定があって、今後ど うやってそういう技術の移転といいますか、警 察というと特殊な技術が必要だというふうに 思っているものですから、どういう形で具体的 に、どこの県も大量退職の時代を迎えているの ではないのかなと思っているんですが、その辺 のことをちょっとお伺いしたいと思うんですが。 ○根本警務部長 まず、退職者の推移でござい ますけれども、平成16年度から定年退職警察官 が増加をしておるところでございまして、これ は全国的に同じような流れでございますけれど も、本県の場合、平成19年度の定年退職者の 数、80名という数がピーク、一番多い年でござ います。今後、平成16年度から25年度までの10 カ年で577名の警察官が退職する予定となってお ります。これに伴いまして、大量退職期におけ る技能伝承を初め、精強な第一線警察の構築の ための取り組みをいろいろと考えているところ でございます。新任警察官を初め若手の多くが、 ほとんど交番とかあるいは自動車警らなどの地 域警察官として勤務しているのが実態でござい ます。そこで、まず1つ、第一線警察の構築の ための取り組みとして取り組んでおりますのが、 警部補や巡査部長の昇任試験の合格者の中から、 優秀な者を自動車警ら係とかあるいは交番に指 定配置を行って、実務を通じて若手地域警察官 へ知識・技能の伝承を図る、こういった取り組 みがまず1つございます。また2つ目に、技能 指導官というシステムをつくっておりまして、 これは盗み、窃盗などの盗犯捜査、あるいは鑑 識、あるいはサイバー犯罪、そういった専門知 識が必要な捜査にたけているベテラン警察官 を17名ほど指定しております。これは平成7年 から実施しているところでございますけれども、 この技能指導官を活用して、実際の捜査現場に おいて彼らの技能を伝承させていく、また、学 校教養の場においても積極的に講義を持っても らって、彼らのノウハウ、知識を若手に伝授し ていくと、こういった取り組みをしております。 さらに、若手の実務能力の向上という意味では、 人事交流制度というものがございます。これは 例えば警視庁等において、いろんな各種先端の 事件捜査を実施しているわけでありますけど、 これに人事交流制度を活用して、本県の警察官 を出して経験を積ませるといった取り組み、さ らには優秀な退職警察官を再任用することなど によって、この退職警察官の知識、ノウハウを 若手警察官に伝授させていくと、こういった取 り組みを実施しておるところでございまして、 今後もこうした各種取り組みを引き続き実施し ていきまして、精強な第一線警察、または若手 警察官の育成というものを進めてまいりたいと 考えております。以上でございます。

○中野廣明委員 ちょっと教えていただきたいんですけど、先ほど遭難の話が出ましたが、これはまた別途お聞きしたいと思いますけど、昔、機動隊という隊がありましたよね。今もこれはそのままあるんですか。

○柄本警備部長 機動隊はそのままございます。 そのほかに九州管区内で編成する管区機動隊と いうのもありますし、それから大規模な事案、 警備事案とか災害等が発生したときに、県下で 運用するために各警察署に第二機動隊というの も置いておりまして、これを総合して、大きな 災害とか大規模事案が発生したときは運用する という形をとっております。御指摘のお話にあ りました山岳の遭難とかそういうときも、この 機動隊等が現場に入ります。

○中野廣明委員 この間、去年、韓国岳であったときも、機動隊の人たちが一応入ったわけですか。

**〇柄本警備部長** 機動隊が現場に入っております。

**〇横田委員長** ほかにございませんか。

それでは、その他で何かありませんか。

それでは、私のほうからちょっとお聞きしたいんですけど、迷惑防止条例が4月から施行されるわけですけど、今、周知期間と思うんですけど、業者の反応といいますか、それは今どんなふうでしょうか。スムーズに周知ができそうな雰囲気になっているんでしょうか。

○横山生活安全部長 御指摘のとおり、迷防条 例の中で客引き等を中心とした規制強化等につ いて御理解をいただきまして、先般、昨年、可 決をいただきまして、今、鋭意もろもろの作業 に取りかかっておるところでございます。御質 問の点でございますけれども、周知をするため のいろんな準備等がございまして、例えば公安 委員会規則で客待ち区域の指定というのがござ います。これはどの区域を指定するかというこ とについて、内部ももちろんでありますけれど も、関係機関・団体、特に行政機関とのいろん な協議等も重ねてまいりました。その結果、そ の区域についておよそ固まってきたところであ りまして、その規則の制定、要するにどの区域 を規制強化する、一つの客待ち区域として指定 するのかという点での規則の制定という作業が ありまして、あと中止命令という段階的な規制

というものがございましたけれども、そういうものについても規則の制定というものがございました。そういう準備を固めてまいりましたので、これを例えばリーフレットとかあるいはポスター等に、具体的にわかりやすくお知らせをする必要があるということで、その印刷等の作業等をいろい準備してまいりました。これについて、2月の早い段階から3月の中旬ぐらいて、2月の早い段階から3月の中旬ぐらいにかけて、各警察署あるいは関係飲食店組合等々を含めて周知徹底を図ってまいりたいということで、これから具体的な形で日程とか場所、あるいは対象者の皆さん方の選定等を含めて綿密な形で、あるいはわかりやすく御理解をいただける形で推進していきたいというふうに考えております。以上であります。

○横田委員長 ぜひよろしくお願いいたします。 ○中野廣明委員 さっきここでおっしゃった機動隊、この人たちは常日ごろ通常の業務につきながら、年間別途カリキュラムで訓練とか、そういうのはどうなっているんですか。やっぱりあるんですか。

〇柄本警備部長 御説明いたします。機動隊は、本部の所属の中に機動隊という組織がございまして、ここでは年間を通じて訓練を実施いたしております。訓練としましては、そういう治安警備訓練、災害警備訓練に含めまして、特殊技能を持った特殊部隊の訓練等もいろいろ、機能別部隊訓練と言いますけれども、アクアラング、それからレスキューとかレンジャーとか、いろんな場合を想定した、山岳救助も一緒ですけど、そういう訓練を年間通じてやっています。柔道、剣道の術科訓練もあわせてやっているというところでございます。

**〇横田委員長** ほかにございませんか。

それでは、もう一つ私のほうからお願いした

いんですけど、ニュースで見たんですけど、先 日、銀行の窓口とかATMに、警察官が振り込 め詐欺の被害者を装って反応を見たというよう なことをちょっとニュースで見たような気がす るんですけど、そのときの銀行側の結果といい ますか反応といいますか、それはどんなふうな 状況だったんでしょうか。

○横山生活安全部長 このような訓練とかいろ いろな指導・研修というのは、各警察署で随時 行っておるところであるんですけれども、個別 について、それぞれ御質問にあるような反応等 状況について報告があるわけではありませんけ れども、やはりやり方として、突発的に全く行 員等に知らせないでやるやり方と、ある程度事 前の打ち合わせ等をやってやるやり方、そうい うものもございます。いずれにしましても、行 員の皆さん方も、金融機関の関係者の皆さん方 も、お客様が一人でもそういう被害に遭わない ようにという考えのもとで、日ごろの日常の接 客等をやっておいでになりますので、警察がそ ういうことについて具体的に踏み込んでアドバ イスしたり指導する機会があるということにつ いて、非常にわかりやすいというか、あるいは 個別具体的な御指導をいただいてありがたいと、 こういう反応が多いというふうに聞いておりま す。

**〇横田委員長** 行員のとっさの判断で被害を免れたという事例もたくさん聞きますので、ぜひその指導を強化していただきたいと思います。

それでは、以上をもって警察本部を終了いた します。

執行部の皆様、お疲れさまでございました。 暫時休憩いたします。

午前10時28分休憩

午前10時37分再開

**〇横田委員長** 委員会を再開いたします。

教育委員会にお越しいただきました。本委員 会への報告事項についての説明をお願いいたし ます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて 終了した後にお願いいたします。

**○渡辺教育長** 教育委員会でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。

お手元の文教警察企業常任委員会資料をお願いいたします。表紙をおめくりいただきまして、 裏の左側の目次の欄をごらんください。

本日御報告いたします事項は、1つに教育事務所の再編について、2つに平成22年度文部科学省予算(案)の概要のうち国の事業仕分けの対象となった事業について、3点目が公立高校の授業料無償化についての3件であります。

私のほうからは以上でありますが、引き続き、 関係課・室長が御説明いたしますので、よろし くお願いいたします。

**〇金丸総務課長** 委員会資料の1ページをお願いいたします。

教育事務所の再編につきましては、昨年の9 月議会、11月議会で御説明を申し上げまして、 また、委員の皆様方から、さまざまな御意見を いただいたところでございます。これらを踏ま えまして、昨年12月24日に行われました教育委 員会会議におきまして、平成22年4月1日から、 現在の7つの教育事務所を3つに再編すること が決定されたところでございます。この決定に 当たりましては、常任委員会での御意見を踏ま えた上で審議が行われました結果、当初の再編 案の内容が4点ほど変更になっております。本 日は、その内容を御説明申し上げたいと思いま す。

2の(1)でございますが、日南市及び串間市の所管教育事務所の変更でございます。当初案では、日南市及び串間市につきましては、都城に設置いたします南部教育事務所の所管としておりましたが、両市及び市町村教育長連絡協議会から要望がございましたこと等を踏まえまして、宮崎市に設置する中部教育事務所の所管といたしました。

2点目でございますが、1点目の変更を踏ま えまして、中部教育事務所の所管業務が増加い たしまして、特に所長の行う人事業務あるいは 市町村との連絡調整業務に大きな影響を与える ことになりますことから、中部教育事務所に「副 所長」を設置することといたしました。

3点目でございます。これもやはり1点目の変更を踏まえまして、中部教育事務所における教職員の給与、旅費の支払い業務が増加いたしますので、これを処理いたします総務課内に当初は総務担当を1つ置く予定でございましたが、小学校の総務担当及び中学校の総務担当の2つを設置することとしております。このことに伴いまして、総務担当のリーダーが1名から2名に増加いたしますが、担当者数を調整することによりまして、総務課全体の職員数はふやさないこととしております。

4点目でございます。3つの教育事務所の教育推進課の学校教育担当名に担当地域を表記するというものでございまして、教育事務所の再編により、教育事務所までの距離が遠くなる地域の不安を取り除き、これらの地域への支援をしっかり行うことを明示する観点から、教育推進課の学校教育担当の名称に、現在の7つの教育事務所のいずれの地域を主として担当するかを明記することとしております。

2ページと3ページをごらんいただきたいと 思います。今、御説明しましたことを、この図 でもって確認をいただきたいと思います。2ペー ジが変更前の再編案、3ページが変更後、すな わち決定された内容でございます。

3ページをごらんいただきますと、宮崎教育 事務所、児湯教育事務所、南那珂教育事務所を 再編いたしまして、中部教育事務所を設置する という決定でございます。南那珂につきまして は、2ページの当初案では、南部教育事務所に 再編されることになっておりましたが、3ペー ジの決定では、中部教育事務所に再編されると いうことになっております。

同じく3ページの中部教育事務所の枠の中を ごらんいただきますと、右横ですが、所長の下 に副所長、そしてその下に総務課長と教育推進 課長がおりますが、総務課長の下に小学校の総 務担当、中学校の総務担当、当初案では総務担 当1つでございましたが、ここに2つの総務担 当を置くということにしております。

それと、教育推進課長の下に、ゴシック体で書いておりますが、宮崎地区、南那珂地区、児湯地区というふうに、それぞれの現在の教育事務所の地区名を明示した組織にしていくということで、責任体制を明確化するということにしております。

以下、南部教育事務所、北部教育事務所につきましても同様に、ゴシック体で書いておりますように、地区名を明示するということにしております。

以上が再編の内容でございます。現在、各教育事務所におきまして、施設の改修とか再編後の業務運営の細部につきまして検討を行っているところでございまして、今後、引き継ぎ、引っ越し等の作業など、円滑な移行に向けまして万

全を期してまいりたいと考えております。以上でございます。

**〇井上財務福利課長** 財務福利課でございます。

同じ資料の4ページをお願いいたします。そのページから7ページにかけての表は、平成22年度の文部科学省予算(案)のうち、先般、国の事業仕分けの対象とされたものにつきまして、現在公開されている情報をもとにまとめたものでございます。詳細につきまして、まだ未確定のものもございますが、以下、抽出して御説明申し上げます。

それではまず、財務福利課関係の事業についてであります。左端の番号で申します。

1番の公立学校施設整備事業についてであります。事業仕分けでは、予算を縮減して学校の耐震化事業に特化すべきことが求められておりましたが、このたびの文科省予算案におきましては、耐震化事業等のほか、基本的教育条件整備等のうち、特に緊急性の高いものについては実施することとされておりまして、予算額は1,031億5,400万円となっております。これは対前年度当初比98.2%の額が確保されているものでございまして、また、予算の構成を分析してみますと、学校の耐震化に特に重点が置かれておりますー方、他の整備事業につきましても、引き続き配慮された形となっておりますため、本県への大きな影響はないものと存じております。

続きまして、2番の高校奨学金(地方向け交付金)でございます。事業仕分けでは、高等学校授業料無償化との関係で見直しが求められておりましたが、文科省予算案におきましては、同無償化の導入後も奨学金事業の実施に必要な措置を講ずることとされておりまして、予算額は270億4,421万7,000円となっております。奨学

金事業につきましては、高等学校授業料の無償 化に伴いまして、従来と異なる動きがあること が予想されますが、現段階では本県内の奨学金 利用の動向が見えておりませんため、本県にお ける今後の影響につきましては予測できないと ころでございます。

この表についての当課関係の説明は以上であります。

続きまして、公立高校の授業料無償化について御説明申し上げます。

資料の一番最後、8ページをお願いいたしま す。

まず、1の趣旨についてでありますが、既に 御承知のとおり、国におきましては、すべての 意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める 社会をつくるため、公立高校の授業料を無償化 するとともに、私立高校等につきましても、高 等学校等就学支援金を創設して、一定額を助成 することにより、家庭の教育費を軽減すること とされているものでございます。

次に、2の内容についてであります。公立学校について申します。公立高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部につきましては、授業料は徴収しないこととされ、国から地方公共団体に対して、授業料収入相当額が直接交付される形となっております。この制度の仕組みにつきましては、当初別の形も考えられていた経緯もございますけれども、最終的には、公立高校等におきましては、生徒からの申請自体を不要とし、授業料相当額を国が生徒にかわって直接負担する仕組みとされているところでございます。

次に、3の実施時期についてでございます。 現在開会中の国会で、3月中までにこの法案が 可決されましたならば、本年4月からの実施と なる予定でございます。

次に、4の平成22年度文科省予算(案)についてでございますが、国公立分及び私立分を合わせましたこの関係の事業費総額といたしまして、3,933億円が計上されているところでございます。

ちなみに、5にございますとおり、平成21年 度における本県の高等学校授業料歳入予算額は 約25億1,000万円といたしておりますため、平 成22年度におきましては、国からほぼ同様の額 の受け入れを見込んでいるところでございます。

なお、その下に参考といたしまして、私立高校等の場合をお示ししております。私立高校につきましては、県民政策部の所管でございますが、これにつきましても簡単に御説明申し上げます。

私立高校等の場合は、国から生徒に対して就 学支援金を支給して、授業料の一部を助成する 形となるものでございます。具体的には、その 図にありますとおり、生徒から学校設置者へ、 学校設置者から都道府県へと申請が行われまし て、都道府県は国から交付される就学支援金を 学校設置者に交付し、学校設置者は生徒にかわっ てこれを受領する流れとされております。生徒 の側に直接資金が支給されることとはならない とのことでございます。これによりまして、生 徒は授業料の総額からこの就学支援金を差し引 いた額を学校設置者に対して納入する形となり ます。

なお、一番下の注記にございますとおり、低 所得世帯の生徒につきましては、これは私立高 校についてでございますけれども、保護者の所 得に応じて助成額が1.5ないし2倍にまで増額さ れることとなり、その上限は23万7,600円とされ ているところでございます。 財務福利課関係につきましては以上でございます。

**〇山本学校支援監** 学校政策課に関する主な事業について御説明いたします。

同じ資料の4ページ、ナンバー4、全国学力・ 学習状況調査の実施をごらんください。事業仕 分けでは、予算縮減による抽出対象の絞り込み を求められておりましたが、平成22年度の予算 状況では、抽出率約30%に切りかえられ、予算 額は32億9,000万であります。昨年12月28日に文 部科学省より実施要領等が示され、本県におき ましては、小学校41.7%、中学校59.2%の学校 が、抽出調査の対象候補校として抽出されてお ります。また、抽出調査の対象とならなかった 学校の本調査の希望利用につきましては、各市 町村教育委員会等学校の設置管理者の判断とな ります。

次に、その下、ナンバー5、道徳教育総合支 援事業であります。事業仕分けでは予算縮減を 求められておりましたが、平成22年度の予算状 況でも予算縮減となり、予算額は7億600万であ ります。本県への影響といたしましては、小中 学校への心のノートの配布についてであります。 平成22年度につきましては、希望する自治体に 配付されるため大きな影響はありませんが、平 成23年度以降は、配布はせず、ウエブ上に掲載 して、国が印刷・配布を何らかの形で支援する ということであります。心のノートは平成14年 度より、どの小中学校においても、これまで道 徳の時間を初め教育活動のさまざまな場面で使 用されてきたものでありますので、県といたし ましては、平成23年度以降につきましても、心 のノートを活用できるよう、国の支援に対応し ていきたいと考えております。

続いて、5ページのナンバー9、英語教育改

革総合プランであります。事業仕分けでは廃止を求められておりましたが、平成22年度の予算状況では縮減となっており、予算額は2億1,900万であります。本県への影響といたしましては、英語ノート等の配布、委託事業等が廃止されれば、新学習指導要領に基づく外国語活動に関する指導への影響が懸念されます。英語ノートは、平成22年度と23年度につきましては、希望自治体に配布されるようになりましたが、平成24年度以降につきましては、来年度中に見直しの検討を行うことになりました。また、県が本年度委託を受けておりましたモデル事業は、平成22年度以降は廃止となりました。以上であります。

**〇稲元高文祭推進室長** 同じく資料の5ページ をお願いいたします。国の事業仕分けの対象と なった事業のうち、本室に関係する事業を御説 明いたします。

まず、ナンバー10、子どものための優れた舞 台芸術体験事業についてであります。本事業は、 資料右端の備考欄にありますとおり、平成21年 度までは本物の舞台芸術体験事業と申しまして、 学校等において、芸術文化団体がオーケストラ やミュージカルなどの公演を行うことにより、 児童生徒等にすぐれた舞台芸術を鑑賞してもら うとともに、事前にワークショップや共演のた めの演技指導等を行いまして、舞台芸術により 身近に触れる機会を提供するものであります。 事業仕分けでは予算縮減を求められておりまし たが、平成22年度予算状況では、旧事業である 本物の舞台芸術体験事業に他の事業を統合・拡 大し、予算額は概算要求と同額の49億7,500万円 となっております。このことから、次年度につ いても同内容の事業実施が見込まれまして、本 県への影響はないものと考えております。

次に、ナンバー11、学校への芸術家派遣事業

についてであります。本事業は、すぐれた文化活動を行っている芸術家などを学校へ派遣し、講話や実技指導などを行い、児童生徒の文化芸術に対する関心を高める機会を提供する事業としてあります。事業仕分けでは、国の事業として行わないことを求められており、平成22年度は事業が廃止されましたが、事業内容が先ほど御説明いたしましたナンバー10、子どものための優れた舞台芸術体験事業に統合して引き継がれ、引き続き、子供の芸術体験活動に取り組むこととされております。このことから、本県への影響といたしましては、統合後の事業形態等の詳細が現在不明ではございますけれども、引き続き、ほぼ同程度の取り組みができるのではないかと考えております。以上であります。

**○阿南教職員課長** 教職員課に関する主な事業 について御説明いたします。

同じく委員会資料の5ページ、ナンバー12の 欄のごらんいただきたいと思います。義務教育 費国庫負担金であります。これは、教育の機会 均等とその水準の維持向上を図るため、公立小 中学校及び特別支援学校小中学部の教職員の給 与費のうち、3分の1を国が負担する制度であ ります。事業仕分けでは、国と地方における責 任と負担のあり方などの見直しを行うことを求 められております。平成22年度の予算状況では、 全国枠で本来少子化による学級減などに伴い自 然減となる予定であった3,900名を上回り、300 名の純増となる4,200名の教職員の定数改善が、 少人数指導や特別支援教育の充実などで計画さ れております。本県への配分数につきましては 未定でございます。予算額といたしまして1 兆5,937億6,700万円であります。

次に、ナンバー13、教員免許制度の抜本改革 についてであります。これは、来年度、文部科 学省が教員の資質向上を図るため、教員養成課程の充実など教員免許制度を抜本的に見直すこととしており、そのため、教員免許更新制の効果検証等も含め、必要な調査検討等を行うための事業などであります。事業仕分けでは、調査事業等に予算縮減が求められ、平成22年度の予算状況では、予算縮減によりまして2億2,301万3,000円の予算額となっております。今後、文部科学省により検討が行われますが、具体的な改革内容などは不明であり、法改正があるまでは免許更新制を初め現在の制度は有効でありますので、国の動向を注視する必要があります。

教職員課からは以上でございます。

○興梠生涯学習課長 生涯学習課に関する主な事業について御説明いたします。資料の6ページをお願いいたします。

まず、一番上の欄、ナンバー15の放課後子ど も教室推進事業であります。本事業は、平成19 年度に放課後対策に係る国の補助事業として創 設され、平日の放課後や休日において、小学校 の余裕教室等を活用し、子供の居場所を設置し、 地域の方々の協力を得ながら、学習活動やスポー ツ・文化活動、交流活動等を実施するものであ りまして、本県では現在、16市町村81の放課後 子ども教室が設置されております。今回の事業 仕分けでは、国または地方が実施ということに なっておりますが、22年度も引き続き国の補助 事業として実施されることになりまして、予算 額は全国9,978カ所分46億2,300万円が計上され ております。なお、箇所数、予算額は前年度よ りも減となっておりますが、22年度の新規の箇 所数も見込んで実績ベースで積算されたものと 聞いておりますので、本県への影響は特段ない ものと考えております。

次に、2つ飛びましてナンバー18、地域協働

による家庭教育支援活性化促進事業(訪問型家 庭教育支援の実施)であります。本事業は、国 の委託事業として本年度に創設されたものであ りまして、地域の子育て経験者や専門家から成 る訪問型家庭教育支援チームを設置しまして、 学校等と連携しながらの家庭訪問、働く親を対 象とする企業訪問などを行いまして、家庭教育 に関する情報提供、学習機会の提供、そして相 談への対応といったものを行っております。そ して、その効果的な手法を開発しようとするモ デル事業でございます。本県におきましては、 都城市や延岡市など5市町村がこの事業を受託 し、取り組んでおります。事業仕分けでは、実 施は各自治体の判断に任せるとされまして、結 局本年度の単年度限りで廃止されることになり ましたので、事業の継続は困難ということにな りますが、今後、5市町村の取り組み内容を検 証しまして、その成果を本県の家庭教育充実の ために生かしてまいりたいと存じます。以上で ございます。

○川崎スポーツ振興課長 スポーツ振興課に関係する主な事業について御説明いたします。

まず、ナンバー19の全国体力・運動能力、運動習慣等調査であります。この事業は、国が子供の体力の状況を把握・分析するために、全国の小学校5年生及び中学校2年生の全児童生徒を対象に調査を行っている事業であります。事業仕分けでは予算縮減を求められておりましたが、平成22年度の予算状況では、対象の児童生徒の約20%の抽出調査として、予算額を縮小して調査を継続するとなっており、予算額は9,000万円であります。なお、本県では、独自に全児童生徒を対象とした体力・運動能力調査を実施しており、特に大きな影響はないものと考えております。

続きまして、ナンバー23の栄養教諭を中核とした食育推進事業であります。この事業は、学校における食育の充実を図るため、栄養教諭が中核となって食育推進のための実践的な取り組みを行うものであり、ページの一段上の事業、食育推進プランの一環として実施されているものであります。事業仕分けでは予算縮減を求められておりましたが、平成22年度の予算状況では、予算額の縮減を図りつつ事業を継続するとなっており、予算額は全体で3億3,100万円であります。本県につきましては、市町村のモデル事業への影響が懸念されますが、対応につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○清野文化財課長 文化財課に関する事業について御説明いたします。

常任委員会資料7ページのナンバー25、伝統 文化こども教室事業であります。この事業は、 次代を担う子供たちに対し、民俗芸能、茶道、 華道、武道などの伝統文化を計画的、継続的に 体験・修得できる機会を提供するため、国が地 元の団体にそれらの体験・修得のための教室等 を開催してもらうものであり、県としましては、 各団体に対する募集案内の市町村への送付、市 町村経由で各団体から申請される申請書の取り まとめ及び送付を行っております。事業仕分け では、国の事業として行わないとの評価結果で ありましたが、国としては、継続事業を中心に 事業を実施しつつ、本事業自体は3年後に廃止 するが、引き続き、他の施策と相まって文化の 振興に努めていくとしており、平成22年度の予 算額は12億1,600万円となっております。申請後 のすべての事務は、国の委託団体と各事業実施 団体との間で直接行われることから、県事業等 には直接的な影響はありませんが、実施団体へ の影響につきましては、今後も国の動きを注視 し、平成22年度の募集案内等を含め、適宜適切 な情報を県内各市町村を通じて提供したいと考 えております。以上であります。

○横田委員長 執行部の説明が終了いたしましたが、報告事項についての質疑がありましたら出してください。

○丸山委員 教育事務所の再編についてお伺い したいんですけれども、以前もらっていた資料 の中等見たときに、私のイメージがあったのは、 小学校はA、Bという担当が地区ごとにあるん だろうと思っていて、中学校は専門性が向上す るために、担当がすべて回るんだろうというよ うなイメージがあったんですが、今回の資料を 見ていますと、中学校もある程度、地区制を置 くということで考えていいのか。そうなってく ると、専門性がどう担保できるのかというのが ちょっとわかりづらいものですから、その辺を お伺いしたいというふうに思います。

○金丸総務課長 専門性の維持につきましては、 昨年のこの常任委員会で御説明した内容と変わ りません。今回違っておりますのは、教育事務 所が再編されて教育事務所までの距離が遠くな る地域の方々は不安がございます。すなわち、 その不安を解消、少しでも取り除くために、そ の地域の方々を主として担当する担当はここだ よということを組織上明確化すると。言いかえ れば、その地域の窓口となる担当はこの担当で あるということを明確化するために、このよう な組織にするということでございまして、必ず しも、例えば宮崎地区担当にいる職員が宮崎地 区のことだけをやるということではなくて、や はり専門性を生かした教科の指導という点にお いては、ほかの地区についてもそれは実施して いくということでございます。

○丸山委員 全体をイメージしたときには、小学校は地区担当みたいになるんだろうなと、中学校は全部やるのかなというイメージなものですから、小学校は多分そんな感じだろうなと思っているんですが、中学校がちょっとわかりづらい。今の説明でも、地区担当が主に決めるということなんですけれども、例えば国語の指導主事の人が、例えば高原の担当だけを主とした窓口になるけれども、全部のところに行くということで確約していいというふうに思ってよろしいでしょうか。

**〇金丸総務課長** おっしゃるとおりでございます。

○丸山委員 それと、宮崎が、中部事務所が33名ということですが、スペース的に入るんですか。

○金丸総務課長 今、宮崎教育事務所、西池町 に単独庁舎としてございますが、ここの改修工 事を行うことによって収容可能でございます。

**〇丸山委員** 改修工事はいつ行われて、この4 月から万全の体制ができるというふうに確約で きるでしょうか。

○金丸総務課長 3月までに実施いたします。

**〇丸山委員** ちなみに、その改修工事の費用というのはどれだけ発生すると見込んでよろしいでしょうか。

○金丸総務課長 改修工事は宮崎だけではございませんで、延岡、都城、それぞれ若干の改修工事がございまして、費用的には3つ合わせまして1,600万円の費用がかかります。

**〇丸山委員** 宮崎だけ副所長制度を置くという ことで、先ほど人事が物すごく多いからという ことだったんですが、所長と副所長の差といい ますか、副所長は所長の補佐をするということ なんですけれども、イメージ的にちょっとどう いう形なのかというのがまだはっきりわからないものですから、それをもう少し説明していただくと助かるんですけど。

○金丸総務課長 組織上はやはり上司と部下の 関係にあるわけですが、規定上は所長の補佐を するということです。ここで私たちが一番目的 にしておりますことは、昨年の常任委員会でも 御説明申し上げましたが、特に所長の業務とし て、各小中学校の校長先生とのやりとり、いろ んな人事上のヒアリング、そういった作業が出 てきます。これが、この中部教育事務所が非常 に拡大することによって、そういった個々の校 長先生とのヒアリング業務等に支障があるとい うふうに判断いたしまして、その部分を分担す る、所長が行うべきそういったヒアリング業務 を所長の代理として副所長が実施する。もちろ んそれだけの業務ではございませんけれども、 そのような役割を果たしていくというふうに考 えております。

○丸山委員 副所長が地区担当、見るというわけではないけれども、所長がなかなか出向けないところをやるというだけなのか。もしくは今言ったみたいに、せっかく地区担当とかできて、そこに副所長が大まか出て行くとかいうわけでもない、どっちなんでしょうか。ヒアリングに関してですね。校長とのヒアリングが広域になるから大変だということで、多分副所長を置いたというふうに思っていたんですが、どういう形で見ればいいでしょうか。

○金丸総務課長 広域になりまして、小中学校の数で170の学校を相手にすることになります。現在の宮崎教育事務所は83校でございまして、2倍以上の数になりますので、そういった2倍以上になる小中学校との関係を分担しながら実施するということになります。もちろんこれは

人事業務だけではなくて、そのほかの連絡調整 業務、小中学校においては運動会を初めいろん な行事がございますので、そういったことに対 する参加も含めて所長の代理としての業務を 行っていくということになります。

○丸山委員 あと、教育事務所については最後なんですが、教育委員会会議の中で12月に決まったと思うんですが、その中で各委員から出た意見というのがあれば、ちょっとこの場でできればお伺いしたいと思っているんですけれども。

○金丸総務課長 この教育事務所の再編につき ましては、昨年の9月以降、何回かに分けまし て、臨時の教育委員会も開きまして、かなり厳 しいというか重たい議論がなされました。最終 的なところでは、この再編案の変更がありまし たので、再編案の変更をすることについての是 非及び、きょうも御説明しましたけれども、再 編案の変更をした場合に生じるデメリット、そ れを補う措置、そういったこと等についての議 論が行われました。また、それとは別に、特に 一番最後の教育委員会の会議におきましては、 今回の教育事務所の再編を通じまして、教育委 員の皆様も各市町村にかなり出かけていかれま して、地元の教育長さん方との意見交換をかな り行われました。そういった中で、県の教育委 員の皆様方のいろんな反応としまして、今後も 市町村の教育長との話し合い、意見交換という のを密にすべきだということを感じたとか、あ るいは過疎が進んでいる地域に対する教育を手 厚くやっていくべきだというふうに感じたと いったような、そういった教育委員の皆様方の それぞれの思いあたりも表明されたところでご ざいます。

**〇中野廣明委員** アバウトでいいですけど、一 応今回この仕分けの対象になった事業の説明が あったんですけど、教育委員会としては、国の 補助事業というのはこれ以外にもまだかなりあ るんですよね。

**○横田委員長** 今回仕分けに上がらなかった分ですか。

○中野廣明委員 上がらなかった分というのは ありますよね。そうすると逆に、2月17日かな、 議会が始まりますけど、最終的にいろいろ仕分 けで減った分も含めて、また別途負担がふえて きたとか、そういう絡みもやっぱり出てきてお るんですか……じゃあいいです。2月の議会に 出す来年度の予算、これは大体確定した数字で 出せるんですか、2月、来年度予算としては。 そこら辺の状況はどうなっているんですか。か なりよその部を聞きますと、ある程度負担金が ふえたとか、例えば地方交付税が、1兆円ふや してもらったけど、県に来ても、負担金がふえ て全然独自で使える財源はないとか、そういう 情報もあるんですけど、教育委員会としてはど うですか。国の補助事業が減った分、逆にかな り負担がふえたりとか、そういうアバウトな感 じというのはどうですか。まだ全然つかんでい ないですか。

〇井上財務福利課長 教育委員会の中でも、施設整備にかかわる予算が一番国からの補助金等の影響を受けることになろうかと存じますが、事業仕分けの結果を受けまして幾分減っている部分はありますけれども、先ほどもちょっと申しましたように、対前年度比で見ますと、95%以上は実際は確保されている形でございまして、加えて授業料についてはほとんど国庫の負担になっていくということがございますから、総額で見ますと、多分教育関係については減ることにならないんじゃないかという気がいたします。以上でございます。

**〇中野廣明委員** そういうほかの仕分けに上 がった以外で補助率が減ったとか、そういうの はまだわからんわけですか。なければないでい いんですよ。

○渡辺教育長 今、中野委員がおっしゃった全体像については、私のほうもつまびらかには承知しておりませんが、大まかな話として申し上げると、国全体の来年度の予算案としては、恐らく税収が相当、9兆円近く減りましたので、たしか46兆円であったものが37兆円ぐらいで見込んでいるんでしょうか。ですから、すべての予算が46兆円分の37兆円ということで、18%ぐらいの削減でスタートしているんですけれども、そういう中で、文部科学省関係の予算については8%強ぐらいの増ということで措置されているようでありますので、文科省全体にかかわる予算としては、それほど大きな影響は出ていないんじゃないかなというふうにとらえています。以上です。

○中野廣明委員 ということは、2月議会、来年度予算については、順調に編成が進んでおるということでいいわけですね。

○渡辺教育長 財政当局の査定もございますので、順調とまでは断言はできませんけれども、おおむね私どもの考えている事業については措置できるんではないかなというふうに期待をいたしておるところであります。以上です。

**〇丸山委員** 高校の授業料無償化についてお伺いしたいんですけれども、この事務手続上で特段また新たな事務的な費用が発生するとか、そういうことはあるのかないのかをまずお伺いしたいというふうに思います。

**〇井上財務福利課長** まず、本県の場合、県立 高校について考えるわけでございますけれども、 授業料収入に係る事務量全体は大幅に減る、ほ とんどなくなってしまう形になります。ただ、 私立高等学校については、大幅にふえると考え ております。

○丸山委員 あと、無償化と言いつつ、恐らく 各学校によって、例えば私の母校である小林高 校では、授業料以外に課外をやるからとかいう ので特別に徴収していたところもあると思うん ですよ。そういうのは親御さんからすると、全 無償化というようなイメージがあるような気が するんですけど、その辺の説明は、多分違うと 思っているんですが、その辺は多分無償化にな らないですよね、そういうところは。

○井上財務福利課長 まず、国のほうは一貫して授業料の無償化と言っておりますので、教育費全体の無償化というイメージにはなっていないと思っております。今お尋ねの授業料以外の経費でございますけれども、普通科の高校において、例えば宮崎西高校の場合で見ますと、今、授業料は年額11万8,800円でございますが、ほぼ同等額の学校徴収金が生じております。以上でございます。

○丸山委員 だから、恐らくそういうところを 説明しないと、父兄は勘違いすると思うんです。 それをやっているんだろうなという思いがあっ て聞いて、確かに国費で半分見てもらうと、す ごく家庭的には助かるのかなと思いつつ、恐ら くPTAのほうから、無償じゃなかったんだろ うか、県が何かだましているんじゃないかとい うような話が4月以降出るんじゃないかなとい う心配もあるものですから、その辺はうまく説 明をしていただければと思います。

〇井上財務福利課長 まず、無償化になるのは 授業料というのは、一貫して国のほうも我々の ほうも言っているかと思いますが、今この制度 全体についての説明パンフレットを文部科学省 のほうで作成中でございまして、それに基づいて全国一様の説明が行われることを文科省のほうも期待しておりますので、そのパンフレットのできるのを今待っているところでございます。間もなくできるというふうに聞いております。

○中野廣明委員 今まで高校生の授業料を免除 しておった分、この取り扱いは今後どうなるん ですか。この分入ってくれば、県としてはプラ スですわね。わずかかもしれんけど。

〇井上財務福利課長 本県においては、現在のところ、ほぼ県立高校在学生1割の生徒について授業料の無償化措置を講じているところでございますが、国におきまして、本年度の場合、310億円の地方交付税により、都道府県の無償化措置の補てん措置を講じておられます。総額310億円と申しますと、本県の場合、3億1,000万程度の期待値になるわけでございますけど、平成21年度で見ますと、まさに3億1,000万程度の授業料無償化が今行われつつあるところでございまして、平成22年度以降も国のほうはこの部分に係る交付税措置は行うというふうに言っております。以上でございます。

○渡辺教育長 大筋としては、今、財務福利課 長が申し上げたとおりなんですが、考え方とし ては、今まで県のほうが授業料の無償化、減免 措置をしている部分、この部分については、従 前どおり県のほうの負担でもってやってくれと。 ただし、この部分については、従前どおり地方 交付税による措置でカバーしようと。ただ、そ れ以外の部分については、今回の授業料無償化 の国からの負担によって賄うということですか ら、新たな地方の負担は求めないと。けれども、 従前の部分については都道府県において負担を していくと、こういうスキームになるんであろ うと思います。ですから、特段その部分が財源 的に浮くということにはならないというふうに 考えております。以上です。

○横田委員長 ほかございませんか。 それでは、その他で何かありませんか。

○松田副委員長 2点お伺いします。まず1点目、学校の教職員の業務の負担軽減のことで伺いたいと思います。学校の先生方に話を伺いますと、やっぱり熱心な先生方ほど遅くまでよく仕事をしていらっしゃる。時間外手当もつかない中で本当によくやっていらっしゃるなと思いますし、先生によっては、一回帰宅した後にもう一回登校して、それから仕事をされる方もいらっしゃるんですが、さまざまな業務の中で特に提出する書類が煩雑であって、それが大変負担となっているという声を伺いました。その部分というのは教育委員会において何か検討されているのか、あるいはそういった事業の軽減化に向けての働きはあるのかお聞かせいただきたいと思います。

○金丸総務課長 今おっしゃいました負担軽減の取り組みについてはやっております。目標としましては、毎年年度当初に今実施しております資料提出とかあるいは会議の開催とか、特に資料提出につきましては、各課がばらばらに学校現場のほうに資料提出を要求するというようなことをできるだけやめて、全部をまとめた形で提出を求めるというような、そういった工夫を行うことによって、できましたら今実施している資料、会議の3割程度を削減目標としてやっていきたいというような目標を立てて実施しているところでございます。

○松田副委員長 3割の軽減ということで安心をしたんですが、その3割という数値は来年度から実施されるのか、それとも、もう少し長い期間で3割に向けて進めていくのかお教えいた

だけますか。

○金丸総務課長 今年度の実績はまだ出ておりませんので統計的にわかりませんが、前年度につきましては、その前の年度と比較して3割程度の削減ができたという実績を一応持っております。ただ、ちょっとマクロな見方でもっての3割でございまして、そこにまた新たに増加している分もありますので、前年度との比較においてまるっきり仕事が10分の7になったのかと言われると、なかなかそこは自信のない部分もございます。

○松田副委員長 病院局におきましては、医療 秘書をつけるなど、医師が本当の業務に精通で きるように、集中できるように措置をとりまし たけれども、学校の先生方からも、私たちも秘 書が欲しいというぐらいに、子供、児童と触れ 合う時間よりは、そういう書類にとられる時間 が多いということも聞きました。今3割という 数値を聞きましたけれども、現場の先生方から 本当に負担が少なくなったという声が聞けるま で努力のほうお願いしたいと思います。

次に移ります。次に、学校敷地内における喫煙の問題、これを地域の方々から、この正月以降、延岡市内なんですが、各学校を回ったらいろんな声を聞きましたが、教育長、そういった学校の敷地内における特に教職員の喫煙についての声というのは何か聞いていらっしゃいますか。

○渡辺教育長 私のほうで、市町村立の小中学校の教職員については、要するに敷地内を全面禁煙にするのか、あるいは分煙でやるのかということについては、それぞれの市町村教育委員会の判断事項あるいは学校独自の判断事項でありますので、県教委として特に敷地内禁煙を徹底しなさいとかいう指導は行うべき筋合いのも

のではないと思っておりますので、個々の学校 の実態について私が詳細を把握しているわけで はございませんが、一部にそういう声を個人的 に聞いたことはございます。以上です。

○松田副委員長 おっしゃったように、市町村 においては、それはまだ任せているとのことで すが、県立学校におきましては敷地内完全禁煙 ですよね。そうしますと、学校の先生方がどう しても敷地外となりますと、校門の外に出てた ばこを吸っていらっしゃいます。その姿が余り にもみっともないという声を多々聞きます。特 に私の母校であります延岡高校ですと、よく学 校の喫煙場所というと私たちも体育館裏だった んですが、その体育館裏がもう山であって敷地 外に出られませんので、ひっきょう敷地外とな ると、正門、往来に面した門の外に出ます。そ こでみんなの往来、私たちの目に触れるところ で、特に疲れた顔をしてたばこを吸っていらっ しゃる。「あれは何なのか」と、「あれは先生か え」と言われるぐらいに教員としてふさわしく ない態度でたばこを吸っておられる姿をまま拝 見して、それが市民からいろいろな形で私たち の耳に入っております。学校内完全禁煙という ことになりますと、そういう弊害も出てきてい るのですが、それに対して何か見解なり対応・ 対策は考えられないかと思いますが、いかがで しょうか。

○渡辺教育長 県立学校については、敷地内全面禁煙ということで方針を決定して施行されているわけでありますけれども、確かに今副委員長がおっしゃっていたように、敷地外に出て喫煙をしている姿が往来する方々から見てちょっとみっともないとか、そういう場面が確かにあろうかと思います。子供たちに対して服装容儀指導を先生方は行わなければならない立場であ

りますので、そのような御批判を招かないよう に、敷地内の全面禁煙という方針を今時計の針 を逆に戻すということは考えておりませんけれ ども、少なくともそういう往来する方々あるい は生徒の皆さん方から、ちょっとおかしいよと いうふうな見方をされないように、学校現場の ほうには改めて注意喚起をしていきたいという ふうに考えます。以上です。

○松田副委員長 そういう学校現場への指導と なると、校長先生から各教員というふうになる かと思うんですが、校長先生方も苦悩していらっ しゃるという話を伺いました。やはり先生方も 別に好んで吸っているわけじゃないんですが、 先ほど言いましたように、業務の負担が大きい と、たまにはストレスも抱えて本当に一服の安 らぎを求めてたばこを吸っていらっしゃるとい うことで、それに対しての規制はできないかと 思います。そうしますと、やはり敷地内に喫煙 場所というものを設けて、堂々と安らかに吸え る場所というのも、これ先生方の立場からしま すと考えてもしかりではないか思いますが、時 計の針を逆に戻すんじゃなくて、時計の針を振 り子が真ん中に行くような形でお考えいただく ことはできないか、見解をお聞かせいただけま すか。

○井上財務福利課長 副委員長ただいま御指摘になられましたような実態があることは、従前から承知しております。敷地内全面禁煙の趣旨は、副流煙の害が子供に及ぶことを防ぎたいということでございます。この建前と敷地内における喫煙場の設置と兼ね合せますと、喫煙場に相当の経費を投入すべきことが予想されますが、そのあたりも含めまして検討させていただきたいと存じます。以上でございます。

○松田副委員長 御検討もありますでしょうし、

またそれぞれの各現場の先生方の声も聞かれた 上で前向きな措置をお願いしたいと思います。 以上です。

**〇丸山委員** ちょっと仕分けのほうに戻ってし まいますけど、仕分けの資料をいただいたので、 4ページにちょっと気になっているのが幾つか あるんですけれども、3年間かけて廃止する事 業があると。特に理科教育、本当に日本という のは技術あってこその、人が大きな力を持って いるはずなのに、こういった理科離れがあるか ら、今後しっかりやっていきたいということで これまで取り組んできたというふうに思ってい るんですが、今後、宮崎としても、この事業が なくなっていけば、もうやめていくということ になっていくのか。中段に書いてあるのが、対 応としては、与えられた予算の中で効果的な活 用を図っていくというふうに書いてあるんです が、3年後には一応廃止という方向が出ている 中に、予算がないのに回れるような形になるの か、どのような方向性を持っているのか。理科 離れというのは、日本の今後の戦略としてちょっ と心配なものですから、どのように考えている のかお伺いしたいと思います。

〇山本学校支援監 今の丸山委員がおっしゃいましたように、理科支援員等配置事業で話をすれば、理科離れとか要するに小学校の理科教育の活性化ということを目的になされた事業でございますけれども、平成21年度、本県は90校の小学校に65名の理科支援員を配置しておりまして、非常に学校からのニーズといいますか評価は高うございます。それが半分、予算が10億になるとかいう話がありますけれども、そうなると大変厳しい状況になると考えられますので、引き続き国に要望していきたい。特に1月末に担当者会がありますので、その動向を見ながら

また検討していきたいというふうに考えております。以上です。

**〇丸山委員** それが認められなかったら半分に せざるを得ないのか、もしくは、ほかのところ を削ってでも理科教育の推進を宮崎県としてや りたいというような方向性が出ているのか、ど ちらでしょうか。

〇山本学校支援監 実はこの理科支援員の配置 事業は、今年度、全国の配置率は19.6%なんで す。今の県の配置率は34.5%でございまして、 全国と比べますと非常に高うございます。とい うことは、どういうことかといいますと、宮崎 県の訴えを大分言ってきましたので、今後もそ ういう方向で、宮崎県でそれだけ成果が上がっ ているんだということを訴えていきたいという ふうに思っておりますが、予算が限られれば、 また予算の中で考えなくちゃいけないかなとい うふうに考えております。

○丸山委員 ぜひ国のほうにも訴えていただい て、本当に今ではなくて、5年、10年、もっと20 年先の日本がどうあるべきかというのを、しっ かり議論を我々もしていきたいというふうに 思っています。

それと関連して同じようなことで、英語教育に関しても仕分けのほうで廃止、9項目めですけど、これもだんだん、3分の1、かなり激しく落ちてきていると。恐らくこれは英語ノートを配布するという、懸念されるというふうに書いてあるんですが、これも最終的には恐らく廃止の方向に向かうんじゃないかなというような気がする、国の施策からすると。片や高校の無料化はするけれども、こっちのほうで地方がやるんだったらやってくださいよというようなやりたいところはやってくださいよと。お金持ち

の県はできたりとか、地方がお金がないところはできなくなるとかいう大きな差が、グローバリゼーションの中で、今後、こういった英語だけじゃなくて外国語教育に関して、非常に差が出る心配があるような気がするんですけれども、その辺のことはどう考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

〇山本学校支援監 丸山委員のおっしゃるとおりでございまして、実は昨年の12月15日付で、全国都道府県教育委員会の連合会名で、文科省のほうに、文部科学大臣のほうに意見書を出しております。その内容をちょっと御紹介しますと、今まさに委員が言われましたように、新しい学習指導要領で外国語活動が始まるんだけれども、そういう格差といいますか、格差の助長につながるんじゃないかということで、不適切じゃないかというようなことも書いてありまして、やはり学習指導要領に基づいた外国語活動を行うのであるから、すべての学校で一定レベルの指導を行えるように、国の責任で措置してほしいという要望も出しております。

○丸山委員 何でこういうふうになってしまう か非常に私も懸念しているんですが、ひょっと したら学校現場のほうが、小学校では英語の免 許を取っていない先生がいるから、非常に負担 だからやめたいというような形が進んでしまったのか。そうではなく、本来は子供のためにというのを考えていけば、何らかのことをやるべきだというふうに私は思っておりますので、ぜひこれは、国また現場のほうも大変なのかもしれませんけれども、格差のない教育をしっかりやっていただくように、国ともまた頑張っていただければというふうに思っております。

それともう一つ、引き続き、6ページのほう に食育のことが、これも削減、縮減という形に なってしまっているんですが、食育というのは 基本的には、よく言われているのは、命の大切 さを守る事業だというふうに言われていた中に、 プラス私は日本の食料自給率のためにも、この 食育というのは非常に大きな利点があるのでは ないかというふうに、ようやく芽吹いてきた時 期なのに、ここで縮減されてしまうと、宮崎県 のみならず、この九州というのは大体が食料供 給県だというふうに思っておりますので、本当 に学校現場だけではなくて、農業サイドのほう にも大きな影響が出るという懸念をしていると ころなんですけれども、この食育推進について 宮崎県としては今後どういうふうに考えられて いるのかお伺いしたいと思います。

**〇川崎スポーツ振興課長** ここにございます栄 養教諭を中核とした食育推進事業につきまして は、本年度、3地域、延岡、新富、日南とモデ ル事業で推進しているところでございますが、 今後につきましては、先ほど申し上げましたよ うに、市町村のモデル事業への影響が懸念され ます。今委員が御指摘いただきましたように、 食育については非常に重要な問題と認識してお りますので、対応につきましては、今後、関係 機関と連携しながら進めていきたいと思ってお ります。食育教育全体につきましては、今まで やってまいりましたモデル事業の検証を進めて おります。今後は、今年度、各学校に配置でき るかと思いますが、食育についての指導実践事 例集等を配付しまして、栄養教諭を中心として 進める専門的な食育、それと各学校の先生方が、 栄養教諭だけじゃなくて、栄養教諭を中心とし て、先生方に食育についての知識・理解、指導 力を高めていただいて、子供たちに満遍なく食 育が推進できるように今準備をしているところ でございます。

○丸山委員 その下の 7 ページの24、これも23 年度までに段階的に廃止するということなんですけれども、本当にこんな医療というような場合、非常に命に対する、また早く予防医療を含めてだと思っているんですが、こういったことも今後、県としては、どういうふうにスタンスとしてはとっていかれるのか、ちょっとお伺いしたいと思っているんですが。

○川崎スポーツ振興課長 子どもの健康を守る 地域専門家総合連携事業でございますが、これ は医師の専門的な立場、産婦人科、整形外科、 それから精神科、皮膚科、そういった専門の先 生方を各学校に派遣しているところでございま す。21年度につきましては、小学校22校、中学 校28校、高校19校、全体で69校の活用をしてい ただいております。この事業が段階的に廃止と いうことでございます。そこにございますよう に、県立学校等への医師派遣事業につきまして は、今後とも県の医師会、それから学校保健会、 そういったところとの連携を図りながらさらに 進めていくように、また、国の事業がなければ 新たな事業というような形で今後検討していか なければならないというふうに考えております。 **〇丸山委員** ここでもやはり23年に廃止となり ますと、宮崎県はやるということになっても、 財政的な負担もありますので、ひょっとしたら 財政執行で切られる可能性もありますので、そ れでまた格差が出るんじゃないかというふうに 思っていますので、この辺の検証を今後ともし ていきたいと思っております。

また、最後の25番目の伝統文化こども教室事業に関してなんですが、これは国が直接やっているということで、県の事業への影響はないということなんですが、やはりこういった伝統文化というのを守っていくというのが今の日本人

にとって一番重要なことだと私は思っていますので、このことはけしからんなというふうな思いがあるんです。特に宮崎というのはいろんな伝統文化が各地域に残っておって、祭りを大事にしていこうとかいう県では動きがある中に、相反する事業の廃止じゃないかなというふうに思っているんですが、今後、各採択団体への影響を注視したいとだけ書いてあるんですが、今後どうされる、注視するだけなんでしょうか。それとも、何らかのことをまた財政当局とも話をして、宮崎県はいろんな伝統文化が多くあるから、これを守っていくために、子供の時代から伝えていきたいということを考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○清野文化財課長 おっしゃるように、伝統文化こども教室につきましては3年後に廃止ということになっているんですが、ただ、文化庁として引き続き他の施策と相まって文化の振興に努めていくということで、現実に22年度の文化庁のこの伝統文化も含んだ文化財の保存活用等の予算につきましては、21年度比で2.3%の増となっております。そして、地域伝統文化に関する新規事業も起こされているようでございますので、そこ辺と相まってやっていかれるということですので、そこ辺の全体像を見ながら、今後検討すべきであろうというふうに思っております。以上でございます。

○丸山委員 最後に全体的なことでなんですが、 すべては話はできなかったんですが、今後、影響が出つつあるときには、できればこういった 形で一覧表とかをしていただいて、どのような 影響が出るのかというのは、できれば半年置き ぐらいとか1年置きぐらいには逐次、わかり次 第でも構いませんけれども、こういった委員会 の中でも報告をしていただけたらなということ を御要望したいと思います。

〇中野廣明委員 ちょっと教えてください。この中で全国学力・学習状況調査、36億1,800万、私は何でこんなに金が要るのか前から不思議でたまらんのですよ。これを例えばする場合、県には何かそういう実施委託料とか、やっぱり何ぼか金が入るんですかね。

〇山本学校支援監 入りません。

○中野廣明委員 全然入らん。わかりました。 ○松田副委員長 先ほど丸山委員の質問、25番 の伝統文化こども教室事業で関連で伺います。 私もこの事業、関連をしておりまして、延岡市 内でもたくさんの郷土芸能あるいは文化事業で 補助をいただきました。この事業で特筆すべき ところは、10分の10国庫補助であるということ、 上限70万ぐらいのお金をほとんどがいただくこ とができて、用途に関しても余り縛りがないと いうことがありました。市町村あるいは県から も文化財あるいは伝統芸能に対する補助金があ る中で、この伝統文化こども教室は、使い勝手 のよさと金額の多さでたくさんの注目を浴びた ところなんですが、まず宮崎県「一村一祭」運 動ということで、伝統文化、そして知事もマニ フェストの中で神楽などを中心としたというこ とで本県の特性を置いてはおりますけれども、 この教室が3年後に廃止、今、説明にありまし たけれども、全額補助でない、あるいは金額が 下がった場合、県として、県内の伝統芸能に対 しての補助、特に子供たちが伝承していこうと するものに対しての補助金をふやすとかいう考 えがあるのか。といいますのが、この伝統文化 こども教室の事業によって、大変多くの集落が 生き返りました。宮崎県におけるいきいき集落 の中心となる学校事業、あるいはそういった地 域の伝統文化というところで、今、地域でもな

かなかそういう奉加帳を回してもお金が集まらない状態にあって、国の補助金を使って生き返った、あるいは途絶えていた芸能が復活したという事例が大変多うございます。これに対する期待も大きかったですし、また市町村によって全然取り組みの量が違いますよね。延岡市の場合は、全国で3番目に多い250団体が登録をしておりますけれども、それを知った他の市町村からも、来年度はじゃうちも取り組もうかというやさきのこういう仕分けに遭ったわけですから、宮崎県もこれを受けて、一村一祭あるいは日本でも有数の神楽県として、子供たちの、あるいは地域の郷土芸能に対する補助といったものを増額あるいは見直すという嫌いはないものだろうか伺いたいと思います。

○清野文化財課長 伝統文化の継承に関しまし ては、県といたしましては、現在、民俗文化財 等後継者育成事業を行っております。この中で、 県内各地域の民俗文化財の保存団体であります とか、伝承活動に対する助成でありますとか、 文化財愛護少年団の地域間交流の実施などに努 めているところでございます。ただ、副委員長 おっしゃいましたように、10分の10というわけ ではございません。これは2分の1程度をめど として支援しているところでございます。おっ しゃるように、確かに国の伝統文化こども教室 は使い勝手がいいものですから、そちらのほう が人気があるというのはおっしゃるとおりでご ざいます。ただ、この伝統文化こども教室が対 象としております事業の中身を見てみますと、 華道、茶道、武道とかございますが、ここ辺ま では文化財として所管するということはちょっ と難しいかと思います。そうは言いながらも、 おっしゃるように、非常に子供たちが生き生き として活動しているというような実態もござい ますので、国のいろんな事業、それから企業等 もメセナ活動でやっておりますので、そこ辺の 活用等も含めて検討していきたいと思っており ます。以上でございます。

○松田副委員長 ありがとうございます。この 事業に関しましては、ただ文化財の伝承だけじゃ なくて、地域の地場産業の振興と村おこしに物 すごい影響を与えたということをたくさん聞い ております。特に文化財、郷土芸能に対する衣 装を地域の御婦人方が縫っていただいたりとか、 太鼓ですとか、あるいは地場産品を使った屋台 ですとか、大変地場に固定した事業ができたと いうふうに聞いておりますので、10分の10とい うのが県の事業としては無理といたしましても、 それに匹敵するぐらいの措置を講じることはで きないだろうか、御検討いただきたいと思いま す。ありがとうございました。

○横田委員長 ほかございませんか。

それでは、以上をもって教育委員会を終了い たします。

執行部の皆さん、お疲れさまでございました。 暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩

午前11時52分再開

○横田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

その他で何かありませんか。

○中村委員 こういう場でいかがなものかなと言わなかったんですが、宮日の窓欄に、お医者さんだったと思うんだけど……、女の子のスカートの問題で、自転車などでは冬は寒いと思うんですよ。その医者が言うのには、非常に女性の体のためによくないと、だからズボンというのかスラックスか何かにするべきだという話が

載っていますね。その女の子に「寒いかい」と 聞くわけにもいかんし、うちの家内に聞いてみ た。「セーラー服を着てるころ寒かったか」と言っ たら、やっぱり「寒い」と言った。だから、母 体等々にもよくないと思うので、一回こういう 場では無理だろうけど、ちょっと申し入れして ほしいなと思うんですね、制服の見直しという こと。今どき何でセーラー服かと思いますよ。 学生、詰め襟の服とか、あんなものは背広みた いなものを着ればいいわけで、卒業しても着れ るわけだから。女性のセーラー服なんていうの も結構高いらしいですね。詰め襟の学生服とい うのもね。2万5,000~6,000円するとか何とか、 結構高いと。それを含めて、委員長のほうで、 まず一回聞いてみていただくとありがたいと。

**〇横田委員長** 委員からそういう御提言があったということは報告させていただきます。

ほかございませんか。

ないようですので、以上で委員会を終了いた します。

午前11時54分閉会